

### 重要事項に係る調査依頼書

当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第5号の2、同法施行規則第16条の2、及び昭和63年11月21日建設省経動発第89号により、下記の中高層分譲共同住宅(マンション)の取引に係る重要事項について必要費用を添えて、調査を依頼します。

調査依頼年月日	平成 年 月 日		
宅地建物取引業者	会社名		
	所在地 送付先	〒	
	免許番号	国土交通大臣 ( ) 第 号 知事	
	依頼者	所属	
氏名			
電話			
	F A X		
調査対象マンション	名称		
	所在地		
	売却依頼主	住戸番号	
氏名			
依頼事項 該当に をつけて下さい	重要事項に係る調査報告書	依頼する ・ 依頼しない	3,150円 (税込)
	管理規約・細則 (施行規則第16条の2第1号～第7号関係)	依頼する ・ 依頼しない	2,100円 (税込)
	領収証	依頼する ・ 依頼しない	
発行希望日	年 月 日迄希望		<b>ご希望に添えない場合もございますのでご了承下さい。 通常は2～3日中に発行いたします(休業日除く)。</b>
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕積立金積立総額 (施行規則第16条の2第6号関係)</li> <li>・管理費、修繕積立金等の月額 (施行規則第16条の2第6、7号関係)</li> <li>・管理組合の金融機関からの借入額 (施行規則第16条の2第6号関係関連)</li> <li>・管理費、修繕積立金等の滞納額 (施行規則第16条の2第7号関係)</li> <li>・建築年月・共有部分の内装・外装の修繕の実施状況 (施行規則第16条の2第9号関係)</li> <li>・大規模修繕の予定</li> <li>・駐車場・駐輪場・バイク置場の有無、月額、空き状況</li> <li>・マンションの管理形態 (受託・管理員氏名・勤務日等)</li> <li>・減免規定の有無</li> <li>・管理費等改定予定</li> <li>・その他負担金の有無</li> <li>・管理費等支払方法</li> <li>・ペット飼育・リフォーム・ピアノ規定、及び専有部分の使用に関する規定</li> <li>・アスベスト使用・耐震診断・住宅性能評価等の調査の有無及び調査内容</li> <li>・その他(記載)</li> </ul>		
	別途	長期修繕計画(案)依頼する 議事録( 期分)依頼する	1,050円 (税込) 315円 × 部
備考	<p><b>発行手数料をお振込みの上、振込明細を本依頼書と一緒にFAXしてください。</b> <b>振込先: 三井住友銀行 洗足支店 普通 5035540 株式会社 エム・シー・サービス</b></p> <p>重要事項に係る調査報告書は、作成後、原本をお送りします。 組合員変更届等引渡関係書類一式も同封します。</p> <p>上記物件の総会議案書、議事録、長期修繕計画、検査済証、パンフレットの写し等は、売主(当該住戸の現区分所有者)の方から受け取る様お願いいたします。</p>		

株式会社 エム・シー・サービス 記入欄

受付日:  
発行者:  
担当 :

フロント	出 納	押 印
( / )	( / )	